

○西田原区

【本資料の作成にあたって（おことわり）】

本資料は、各地区で開催した説明会で皆様からいただいたご意見・ご質問と、それに対する市の回答をとりまとめたものです。

公表にあたりましては、説明会当日の市の回答の中で「説明が不十分であった点」や「分かりにくかった点」について反省を踏まえ、皆様により正確に、分かりやすく市の見解や事実関係をお伝えできるよう、改めて内容を整理し、加筆・修正を行っております。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

1) 場所について（計8件）

Q1：浄化センターとして約60年負担してきた地域にまた施設を持つてくるのはおかしい。他に市の土地はないのか？なぜ最初から薦原なのか？（4件）

A1：浄化センターとして長年にわたりご負担を強いてきた地域に、再び施設を集中させることに対するご不満と疑問のお声を、重く、そして厳粛に受け止めております。

本事業の早期着手及び円滑な推進を図るため、新たな用地取得に伴う期間を要さない公有地を候補地として選定することを前提に検討を行いました。候補地の選定に当たっては、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会に設置された適地選定委員会の答申内容を踏まえた評価、迅速な事業実施の実現、有効な跡地活用、十分な敷地面積を有している場所での多面的な価値創出の可能性の観点から総合的に評価し、伊賀南部浄化センター跡地を建設候補地の1つとして選定しました。

Q2：なぜ別の場所にしないのか。他の候補地がないなら「ここしかない」という前提で話が進んでいるのではないか。（3件）

A2：決して「ここしかない」という既定路線や前提をもって計画を進めているわけではございません。施設の操業期限が迫る中、時間的な制約や新たな用地取得の困難さから同跡地を候補地の1つとして選定いたしましたが、地域のご理解とご同意が不可欠であると考えております。

Q3：浄化センター跡地の面積や、新施設に必要な計画面積はどれくらいか。位置関係のわかる地図を出してほしい。（1件）

A3：旧伊賀南部浄化センター跡地の敷地面積は、現在施設が建っている平らなところが約8,000㎡です。地域エネルギーセンターおよび地域振興拠点整備に必要な計画面積につきましては、事業者決定後、事業の詳細をつめていく中で、専門的な技術的検証を行った上で、具体的な数値や位置関係を整理し、皆様にお示しさせていただきます。

2) 施設について（計5件）

Q4：煙突の高さはどの程度か。西風に乗って西田原地区に煙や水蒸気、悪臭が飛んでくるのではないか？ダイオキシン等の風評被害で農作物（米など）に影響が出ないか。（2件）

A4：煙突の高さや排ガスの拡散につきましては、事業者決定後、専門的な基準に基づき適切な設計を行います。また、煙突に連続自動測定装置を設置して測定自体を市が直接行い、数値をリアルタイムで公開します。さらに、国の基準より厳しい独自の環境保全目標を遵守し、万が一の風評被害による農作物等への影響が生じた場合の補償制度についても事業者と協議してまいります。

Q5：施設の稼働期間（操業期間）は決まっているのか？また、事業終了後（30年後など）の解体撤去も民間企業が実施するのか？（2件）

A 5 : 施設の解体撤去につきましては、民間企業（事業者）の負担において、施設の解体撤去を行います。また、施設の稼働期間、施設稼働後少なくとも30年間を想定するものとしますが、当該期間満了に際しては、施設の解体撤去のみならず、将来的な継続利用の可能性を含めて検討を行うものとします。

Q 6 : 24時間運転するのか？また、地震があった際の処置（安全性）は大丈夫か。（1件）

A 6 : 施設は効率的で安定的な廃棄物処理を行うため、原則として24時間の継続運転を想定しておりますが、夜間における搬入車両の運行は行いません。また、地震等の災害が発生した際にも安全性を確保できるよう、防災拠点としての機能も視野に入れた耐震性の高い堅牢な施設設計を求めます。あわせて、災害時にも事業継続や安全確保ができる体制を厳格に整えさせ、市民の皆様の安心を守り抜いてまいります。

3) 焼却するごみについて（計4件）

Q 7 : 一般廃棄物は今の伊賀南部クリーンセンターを更新して処理し、産業廃棄物はこれまで通り民間事業者任せればよいのではないかと。（1件）

A 7 : 今の伊賀南部クリーンセンターは、地域との約束により令和16年3月までとなっており、以降のごみ処理施設を検討する中で、今回の構想を提案しています。

Q 8 : 産業廃棄物の不燃系（埋め立てるしかないもの等）も受け入れるのか？焼却後の「灰」の処分先は浄化センター跡地になるのか？（2件）

A 8 : 受け入れる産業廃棄物は「一般廃棄物と同様の物に限る」としており、埋め立てるしかない不燃系のものを受け入れる計画はございません。また、本施設で発生する焼却灰につきましては、適切に安定化や無害化処理を行った上で、安全に管理された最終処分場など、別の場所へ搬出して適切に処分する想定で進めております。

Q 9 : 現在の伊賀南部クリーンセンターの不燃ごみの処理はどうなるのか。新たな体制になるまで稼働し続けるのか。（1件）

A 9 : 伊賀南部クリーンセンターでの不燃ごみの処理は、令和16年3月までは稼働することになっています。

4) 環境対策について（計8件）

Q 10 : 工事中や稼働後の大型車両が通学路を通るのが危険。特定の時間帯の通行規制や、国道からの一本化、交差点への信号設置など、安全対策を徹底してほしい。（5件）

A 10 : 搬入車両の通行可能時間は午前9時から午後5時に限定し、登下校の混雑する時間帯の運行はいたしません。また、通学時間帯、特に下校時における監視員の配置など、安全対策を確実に講じます。ご指摘いただいた特定の時間帯の通行規制や国道からの動線、交差点への信号設置などの具体的な安全対策につきましても、地域の皆様のお声を踏まえ、検討してまいります。

Q 11 : 水処理が「無放流」とはどういう意味か。川や地面に流さない（蓄積しない）ということか。（1件）

A 11 : 「無放流（クローズドタイプ）」とは、施設内で発生する処理水（雨水や生活排水は除く）を外部の川や地面に直接流さない仕組みのことを指します。施設内で適切に循環・処理し、環境への影響を完全に遮断する設計といたします。なお、雨水につきましても調整池に貯め、周辺の水路や河川が溢れないよう水量を調整し、生活排水は国の基準を満たすきれいな水にして安全に放流するなど、徹底して水環境を守ります。

Q 1 2 : 老朽化への対応や監視体制について、市職員が年に 1 回程度報告するだけでは不十分ではないか。企業へ出向するなど徹底的な監視が必要。(2 件)

A 1 2 : 施設の老朽化への対応について、市は進行状況や修繕計画を厳格にチェックし、法令順守や安全確保が確実に行われるよう、自治体として責任を持って監視・監督する体制を構築してまいります。

また、SPC に対し、市は出資することで、事業を完全に民間へ委ねるのではなく、SPC の運営に内部から参画し、自治体としての処理責任を果たす体制を構築します。SPC の経営方針や出資割合の変更に対して市が大きな発言権を持つ仕組みにしたいと考えており、市の許可なく利益優先の経営に走ることとはシステム上不可能です。

職員を常駐するかは未定ですが、出資者としての権利に基づき、自由に施設に立ち入りし、施設の運営状況を確認します。市には専門性のある職員を廃棄物処理担当部局に配置し、その職員を中心に組織的に状況把握し、監督官庁である三重県の担当者とも連携します。

さらに、定期的な「モニタリング会議」を通じて法令順守や地域との約束が守られているかを厳格に確認するとともに、監督官庁である三重県とも密に連携し、安全な運営を担保します。

5) 地域との関わりについて (計 1 4 件)

Q 1 3 : 地域承認 (同意) の決定方法は何か。住民投票などはあるか。また、反対が多かった場合は強行するのか。(4 件)

A 1 3 : 地域のご理解とご同意の決定方法につきましては、現時点で決定しておらず、地域の役員の皆様との対話や協議を行いながら、判断してまいります。地域の皆様の合意やご理解が極めて重要であると考えており、反対意見が多い中での計画の強行はいたしません。

Q 1 4 : 名張市が広域化で進める方針が決まる前に、薦原地域へ説明に来るのは順序がおかしいのではないか。また、スケジュール案を見ると既に進めることで決定しているように見える。(3 件)

A 1 4 : 広域化の方針につきましては、令和 8 年 6 月 2 日の協議会にて、①今後の広域化の枠組みは、笠置町を除く 2 市 1 村で維持する、②検討協議会は維持し、圏域内のごみ処理に係る施策を推進する、③ごみ減量や再資源化について、広域の枠組みで取組を進める、という 3 点が決定し、④可燃ごみの処理方式については、秋頃を目途に広域化に向け早急に判断することが確認されました。本構想は、可燃ごみの処理について、名張市で進めているものであり、構想が実現できれば、その施設を広域で処理するための施設の一つとして位置づけられることになります。

また、スケジュール案は、あくまで見込みであり、確定したものではありません。現在、地域の皆様へのご説明やご意見を伺うことを最優先に進めており、いただいたご意見を真摯に受け止め、丁寧な情報共有と対話を重ねながら進めてまいります。

Q 1 5 : 他の地区を含め、説明会の議事録や出た意見を公表・共有してほしい。また、もっと市内の他の地区にも説明すべきではないか。(4 件)

A 1 5 : 薦原地域の各地区での説明会でいただいた意見やその回答につきましては、市 HP 等により共有させていただきます。

現時点では、候補地周辺の皆様に対し、事業者公募を開始することへの承認をお願いしている段階であり、事業スキームや事業者の提案概要が明確になっていないため、全市民を対象とした説明会等の実施は予定していません。

Q 1 6 : 昔からの約束である道路、橋の整備が先ではないか。また、地域へごみ処理施設を持ってくるメリット（振興策）はどう考えているか。（3 件）

A 1 6 : 過去の道路整備等のお約束が長年にわたり実現できていないことについて、多大なるご不信感を招きましたことを深くお詫び申し上げます。過去の約束の現在の進捗状況と、今後の具体的な見通しについて改めて整理し、責任をもって皆様にご報告いたします。

また、地域振興事業につきましては、地域の皆様からお声を伺いながら、市と地域で一緒に考え、作り上げていき、薦原公園を拠点とし、周辺地域の発展につなげたいと考えています。

6) その他（計 1 2 件）

Q 1 7 : 民間運営は営利目的だが、市を運営主体にすれば市の売上（歳入）になるのではないか。この事業の売上規模はどれくらいか。（3 件）

A 1 7 : 施設を市が直営で運営する場合、名張市以外の自治体の廃棄物を受け入れる際、重量 1 トン当たり 1, 0 0 0 円の環境保全負担金が歳入となりますが、巨額の初期投資や長期にわたる多額の維持管理・更新費用の歳出が発生し、歳入を上回ることになります。

なお、本事業の具体的な売上規模や収支計画につきましては、今後の事業者選定により、事業者が決定した後、詳細な内容を確定させ、説明させていただきます。

Q 1 8 : もし施設が建った場合、地域住民が直接ごみを持ち込めるようにしてほしい。（1 件）

A 1 8 : 現在は、この施設へ市民の直接搬入は施設周辺の道が渋滞を引き起こすため、受け入れないと考えており、直接搬入する場所につきましては、別途検討しております。

Q 1 9 : ごみ処理施設に付帯事業（地域振興策）をつけるのは、美辞麗句を並べた付け足しであり、要はごまかして薦原に施設を持ってきたいためではないか。ハウス栽培などの提案も本当に実現するのか疑問だ。（3 件）

A 1 9 : 地域の皆様のご負担やご懸念に対する配慮を「付け足し」のように感じさせてしまいましたこと、深くお詫び申し上げます。また、説明会にて紹介したハウス栽培などの事例は、あくまで参考であり、地域振興事業につきましては、地域の皆様からお声を伺いながら、市と地域で一緒に考え、作り上げていき、薦原公園を拠点とし、周辺地域の発展につなげたいと考えています。

Q 2 0 : 「今の施設は安全だ」と説明されるが、子や孫、ひ孫の代になった時にどうなるか分からない。地域の活性化よりも、将来への環境汚染や環境悪化の影響を最優先で考えるべきではないか。（2 件）

A 2 0 : 子や孫、ひ孫の代まで安全で安心できる環境を引き継ぐことは行政の最も重要な責務です。「今の施設は安全だ」という説明にとどまらず、最新の環境保全技術の導入や、厳格な排ガス・排水のモニタリング体制を徹底いたします。環境への影響を何よりも最優先に考え、万全の対策を講じてまいります。

Q 2 1 : 国の指針で将来的に埋立処分が厳しくなると聞いている。だからこそ、市は今が実施のチャンスだととして、焦って一生懸命進めているように感じるがどうか。（1 件）

A 2 1 : 将来の廃棄物処理を見据えた計画であることは事実ですが、決してスケジュールありきで拙速に進めているわけではございません。埋立処分の厳格化など国の動向に対応しつつも、何よりも地域の皆様のご理解とご納得を最優先とする方針に変わりはありません。

Q 2 2 : 過去の約束（道路整備等）への不満や反対意見がある一方で、市の厳しい状況や土地の条件を考えると

この場所が良いと思う部分もある。賛否様々な声がある中で、今後どのように計画を作っていくのか。

(2件)

A 2 2 : 地域における多様なお声を真摯に受け止め、地域の皆様のご懸念に対する対策を一つひとつ検討してまいります。地域の皆様のお気持ちに寄り添いながら、対話を重ね、透明性の高い議論を通じて、納得いただける計画づくりに努めてまいります。